



子どもたちの明るい未来のために！

～ご理解とご協力をお願いします～

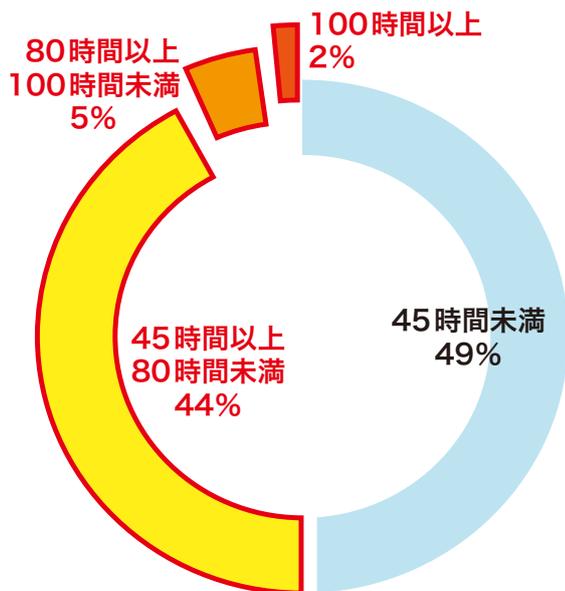
- 子どもたちに効果的な教育活動を行うためには、教職員が健康でいきいきと働くことが大切です。
- 現在、天草市教育委員会や各小中学校では、外部人材の活用や学校業務の見直しなどにより働き方改革を進めておりますが、依然として長時間勤務とならざるを得ない教職員が多い状況です。
- 教職員の長時間勤務を改善し、心身をリフレッシュすることで、仕事のパフォーマンスを上げる効果が期待されることから、子どもたちと向き合う時間や授業の質を高めるための授業準備時間を十分に確保できるよう、引き続き、学校・教職員の役割や働き方の見直しを行う学校における働き方改革へのご理解をお願いします。

令和5年(2023年)度の天草市の教職員の超過勤務状況

天草市では、文科省のガイドラインを越えて超過勤務を行っている教職員の割合が、全国平均を大きく上回っています。

※文部科学省が示す公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(平成31年1月25日)

- ① 1か月の超過勤務時間が、45時間以内。
- ② 1年間の超過勤務時間が、360時間以内。



ベテランの教職員であっても、1時間の授業のための準備に多くの時間を必要とします。勤務時間のほとんどは、授業や児童生徒対応に追われ、授業準備等は放課後や勤務時間終了後に行います。子どもたちの明るい未来のためにも、教職員の健康を守り、教職員本来の仕事にかけられる時間を確保する必要があります。



〈月平均45時間以上の超過勤務をしている教諭の割合〉
 全国 33.7% **天草市 51.3%**

保護者が担うべきこと、学校が担うべきことについてみんなで考えていきましょう！

「教育基本法第 10 条」には以下のように定義されています。

- 1 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

1 業務の改善を進めていきます

- 各種アンケート・調査などを精選し、実施していきます。それにともない、集計時間の削減に向け WEB 上でのアンケート、調査を実施していきます。
- 地域の皆様との会議、各種団体との会議などの実施方法や開始時間を平日、勤務時間内の開催なども含めて検討し、参加者誰もが参加しやすい時間、方法を工夫します。

2 地域の皆様・保護者の皆様をお願いしたいこと

- 学校への電話、担任等への電話は勤務時間内をお願いいたします。学校によって異なりますが、概ね午前 8 時頃から午後 5 時頃までです。
※なお、学校からの電話連絡は保護者様に連絡が取れる時間に行うことがあります。
- 保護者の皆様、地域の皆様には、学校業務への参画・補助を行っていただき感謝しております。教職員の負担軽減にもつながっています。今後も引き続き、地域とともにある学校としてご協力をよろしくお願いいたします。

3 部活動指導及び休日の部活動の地域移行へのご理解・ご協力をお願い

- 天草市教育委員会では、生徒の健康を守るため、「天草市部活動の方針」を策定し、活動の目安としています。
- 現在、学校が行なっている部活動においては、部活動指導員等の外部人材の参画を積極的に進めていきます。また、今後、国の方針に従い、段階的に休日の部活動の活動主体を地域に移行していきます。 天草市学校部活動の地域移行に関する進捗状況 <https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji00312777/index.html>

子どもたちの明るい未来のために、教職員が授業の準備に十分な時間をかけ、子どもたち一人一人とじっくり向き合うことができるようにすること、本来的な業務に取り組むことができる環境を整備していくことが必要です。学校の働き方改革の趣旨を御理解の上、教職員がよりよい教育を行えるようにするためにはどうしたらよいかを、是非一緒に考えていただければ幸いです。

このリーフレットに関する問い合わせは

天草市教育委員会 学校教育課 担当 TEL 24-8845